

都道府県
指定都市

市民活動担当部長 殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（「新しい公共」・市民活動促進担当）

法第 45 条第 1 項第 7 号に係る法令に違反する事実等の確認について

平素より、市民活動行政に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本年 4 月 1 日に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 70 号）が施行され、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）が改正されたところ、平成 24 年 7 月 31 日付事務連絡において、法第 45 条第 1 項第 7 号における組合等登記令の登記懈怠に関する取扱いについては御連絡したところですが、これに加えて、標記に係る法の運用について、下記のとおり留意点をとりまとめたので、事務運営上の参考として頂きますようお願いいたします。

記

- 1 . 法第 45 条第 1 項第 7 号に規定する「法令に違反する事実」等の確認については、基本的には申請書に添付する法人の自己申請により確認することになる。ただし、行政庁の処分につながり得るような法令に違反する事実について疑わしい情報等がある場合には、所轄庁において、法令に基づく権限を有する行政庁に照会すること等により当該事実の有無を確認することになる。
- 2 . 仮にこうした手続きを経た上で、法第 44 条第 1 項による認定をした後に法令に違反する事実が判明した場合には、法第 67 条第 1 項第 2 号に規定する「偽りその他不正の手段により認定を受けた」に該当することから、直ちに認定を取り消すことになる。
- 3 . なお、上述のような手続きによらず、所轄庁において、「法令に違反する事実」を能動的に調査するという手続きをとることもでき得るが、その場合には、第三者による事実の認定には専門的な知識や慎重な手続きを要すること、また、行政処分に係る安定性・継続性の観点から、当面の間、従前の手続き（改正前の租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 7 項第 2 号の規定による所轄庁から国税庁長官に対する所轄庁証明書の提出）に比して特段に慎重な手続きとなり過ぎないこと等に留意して、認定申請の審査は、できる限り合理的かつ速やかに進めることとされたい。

以上

(参考)

特定非営利活動促進法(抄)

(認定)

第44条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

(認定の基準)

第45条 所轄庁は、前条第1項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反の事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

(認定又は仮認定の取消し)

第67条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第44条第1項の認定を取り消さなければならない。

二 偽りその他不正の手段により第44条第1項の認定、第51条第2項の有効期間の更新又は第63条第1項の認定を受けたとき。

旧租税特別措置法施行令(抄)

(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例)

第39条の23

7 国税庁長官は、第4項の申請書が提出されたときは、当該申請書を提出した法人に係る所轄庁に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

一 当該法人の第3項に規定する実績判定期間内の日を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等及び同項に規定する役員名簿及び同条第2項に規定する定款等で、当該所轄庁に提出されたものの写し

二 当該法人に係る当該所轄庁の証明書(当該法人につき法令、法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当の理由がない旨又は当該理由がある旨を証明する書面をいう。)